

豪州政府による新就労ビザ制度の導入について

- 豪州政府は外国人の就労ビザ制度の改正を公表。現行の長期就労ビザは廃止され、2018年3月より新制度を導入。
- 新制度では滞在期間が2年と4年の2種類の就労ビザが設けられ、一定の英語能力などの適格条件が求められる。
- 適用職種削減の一部に留まることやFTA締結国への免除措置などから、実際上の影響は限定的に留まる可能性。
- 豪州政府は教育を通じた移民流入には門戸を開くなど、経済環境や成長戦略に応じて柔軟な移民政策を実施。

豪州政府は外国人の就労ビザ制度の改正を公表

豪州政府は4月18日、国内雇用を優先するための外国人の就労ビザ制度改正を公表しました。現行の長期就労ビザ(457ビザ)は廃止され、2018年3月より就労期間が2年と4年の2種類の新規就労ビザが導入されることとなります(図1)。新制度では、①一定の英語能力、②熟練を要する職業での最低2年以上の職務経験、③外国人を雇用する前に適切な国内人材を得られないことを証明する労働市場テスト、④犯罪歴の提出、などが求められます。

就労ビザ規制強化の影響は限定的となる可能性

期間2年の新就労ビザの適用職種は、現行の457ビザの651職種から435職種へ削減され、期間4年の新就労ビザの適用職種は183職種に限定されます。

もともと、削減対象の216職種は現行の457ビザ保有者の8.6%を占めるに過ぎないことや、日本や中国など自由貿易協定(FTA)締結国の労働者については労働市場テストの免除対象となることから、就労ビザ規制強化の実際上の影響は限定的に留まる可能性も指摘されています。

教育を通じた移民流入に門戸を開く豪州政府

また、近年は457ビザの発給は抑制される傾向にあり、2016年9月末時点の457ビザの保有者数は前年比1.5万人減となりました(図2)。今回の就労ビザ制度改正は、従来からの移民政策の延長線上にあるものと捉えられます。

一方、豪州政府は教育を通じた移民流入には門戸を開いており、同時点の学生ビザ保有者数は前年比4.5万人増、卒業ビザ保有者は前年比1.3万人増となりました。

近年は豪州への移民純流入者数は年間+20万人前後の水準にあります(図3)。豪州政府は時々の経済環境や成長戦略に基づいて、ビザの種類や各産業の需要に応じた柔軟な移民コントロールを行っていると言えます。

図1：豪州の就労ビザ制度改正の概要

	現行制度 長期就労ビザ (457ビザ)	新制度 (2018年3月以降)	
		2年	4年
滞在期間	4年	2年	4年
延長申請	可能	1回限り可能	可能
期限終了後の 永住権申請	可能	不可	可能
適用職種	651職種	435職種	183職種

(出所)豪州移民省、各種報道

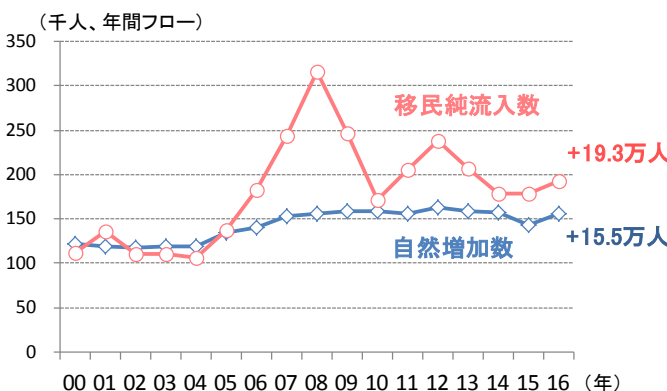
図2：豪州の一時ビザ保有者数

(各種ビザ保有者別)	2016年9月末 (人)	構成比 (%)	前年比 (%)	前年比 増減 (人)
学生ビザ	470,810	36.7	10.6	45,070
訪問ビザ	279,920	21.8	8.5	21,840
長期就労ビザ(457ビザ)	172,190	13.4	-7.8	-14,820
ワーキングホリデービザ	138,030	10.8	-4.4	-6,420
卒業ビザ	38,840	3.0	51.4	13,120
その他ビザ (ブリッジング・ビザ等)	183,770	14.3	9.8	16,370
一時ビザ保有者数全体	1,283,360	100.0	6.2	75,360

(出所)豪州移民省

(注)卒業ビザは卒業後の就労ビザ(期間は学位に応じて1.5年~4年)

図3：豪州の人口動態(自然増と移民純流入)



(出所)豪州政府統計局 (注)2016年は9月末時点の過去1年の数値。

●当資料は、説明資料としてレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された過去の成績は、将来の成績を予測あるいは保証するものではありません。また記載されている見解、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。●当資料は情報提供を目的としてのみ作成されたもので、証券の売買の勧誘を目的としたものではありません。